

秋田県公報

目次

告示	ページ
○生活保護法による介護機関の指定(一・福祉政策課)……………	1
○教育委員会告示	
○教育委員会会議の開催(一・教育庁総務課)……………	6
○生活保護法による指定介護機関の変更(二・福祉政策課)……………	1
○道路区域の変更及び供用開始(三・道路課)……………	2
○建築基準法による道路位置の指定(四・北秋田地域振興局建設部)……………	2
公告	
○漁業権設定の免許(水産漁港課)……………	2
○県有財産の売払いに係る一般競争入札の実施(会計管財課)……………	4
○県営土地改良事業の換地計画の決定(北秋田地域振興局農林部)……………	6

告示

秋田県告示第一号
 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。

平成二十一年一月六日
 秋田県知事 寺田典城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	指定年月日
小規模多機能型居宅介護つばき苑	有限会社 ゆう愛 代表取締役	仙北郡美郷町六郷字馬町三番地	小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護	平成二十年十二月十八日
J A秋田しんせい指定居宅介護支援事業所	秋田しんせい農業協同組合 代表理事 組合長	由利本荘市三条字前田七十五番地	居宅介護支援事業	平成二十年十二月一日
湖東訪問リハビリテーション事業所	秋田県厚生農業協同組合連合会 代表理事 理事長	南秋田郡八郎潟町川崎字貝保三十七番地	訪問看護、介護予防訪問看護、介護予防居宅療養管理指導、短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護、介護療養型医療施設	平成二十年十二月十日
医療法人健永会 明日実病院	医療法人健永会 明日実病院 理事長	大館市御成町三丁目二番二号	訪問看護、介護予防訪問看護、介護予防居宅療養管理指導、短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護、介護療養型医療施設	平成二十年十二月一日

秋田県告示第二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例による

こととされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から変更の届出があったので、同法第五十条の二第二号の規定に基づき、告示する。

平成二十一年一月六日

秋田県知事 寺田典城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	変 更 事 項		サービスの種類	変 更 年 月 日
			変 更 前	変 更 後		

医療法人健永会 明日実 医療法人健永会 明日実病院
 理事 大館市御成町三丁目二番二号
 医療法人愛生会 石田 医療法人健永会 明日
 実病院 実病院 居宅療養管理指導
 平成二十年十二月一日

秋田県告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条の規定に基づ

き、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。
平成二十一年一月六日

秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域及び供用開始の区間

道路の種類	旧新別		路 線 名	区 間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
	新	旧				
県 道	新		仁賀保矢島館合線	〃	一〇・〇〇〇～一三・五〇〇	〇・一〇二
		旧	仁賀保矢島館合線	由利本荘市矢島町元町字大川原二七番一地先から一〇三番七地先まで	八・五〇〇～一三・〇〇〇	〇・一〇二

二 供用開始の期日 平成二十一年一月六日

秋田県告示第四号

平成二十一年一月六日

三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定に基づき、公告する。

秋田県知事 寺田典城

- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成二十一年一月六日から同月十九日まで

申請者の住所及び氏名	道路の位置の指定箇所	道路の延長	道路の幅員	指定年月日
北秋田市栄字中綱一三〇番地六 株式会社秋北不動産情報センター 代表取締役 柴田昌視	北秋田市鷹巣字本屋敷二二番一〇	一九・八七メートル	五メートル	平成二十年十二月十八日

公 告

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十条の規定により、漁業権の設定について平成二十一年一月一日次のとおり免許したので、公示する。

平成二十一年一月六日

秋田県知事 寺田典城

漁場計画の際の公示番号	免許番号	漁業権者の住所及び氏名又は名称	免許の内容	制限又は条件	存続期間
区第一号	区第一号	秋田市土崎港西一丁目五番十一号 秋田県漁業協同組合	平成二十年八月二十九日秋田県告示第三百七十五号公示内容のとおり	平成二十年八月二十九日秋田県告示第三百七十五号公示内容のとおり	平成二十一年一月一日から平成二十五年十二月三十一日まで
区第二号	区第二号	秋田市土崎港西一丁目五番十一号 秋田県漁業協同組合	平成二十年八月二十九日秋田県告示第三百七十五号公示内容のとおり	平成二十年八月二十九日秋田県告示第三百七十五号公示内容のとおり	平成二十一年一月一日から平成二十五年十二月三十一日まで

定第八号	定第七号	定第六号	定第五号	定第四号	定第三号	定第二号	定第一号	区第十四号	区第十三号	区第十二号	区第十号	区第九号	区第八号	区第七号	区第六号	区第五号	区第四号	区第三号					
定第八号	定第七号	定第六号	定第五号	定第四号	定第三号	定第二号	定第一号	区第十四号	区第十三号	区第十二号	区第十号	区第九号	区第八号	区第七号	区第六号	区第五号	区第四号	区第三号					
男鹿市戸賀加茂青砂字鴨二十六番地 石川幸治	男鹿市戸賀戸賀字戸賀二百四番地 潜岩漁業生産組合	男鹿市船川港本山門前字垂水二十九番地四 越後貞勝	男鹿市船川港本山門前字垂水二十九番地四 越後貞勝	男鹿市船川港椿字中山十五番地五 有限会社 台島大謀	男鹿市船川港椿字中山十五番地五 有限会社 台島大謀	男鹿市船川港椿字中山十五番地五 有限会社 台島大謀	男鹿市船川港椿字中山十五番地五 有限会社 台島大謀	秋田市土崎港西一丁目五番十一号 秋田県漁業協同組合	秋田市土崎港西一丁目五番十一号 秋田県漁業協同組合	秋田市土崎港西一丁目五番十一号 秋田県漁業協同組合	秋田市土崎港西一丁目五番十一号 秋田県漁業協同組合	秋田市土崎港西一丁目五番十一号 秋田県漁業協同組合	秋田市土崎港西一丁目五番十一号 秋田県漁業協同組合	秋田市土崎港西一丁目五番十一号 秋田県漁業協同組合	秋田市土崎港西一丁目五番十一号 秋田県漁業協同組合	秋田市土崎港西一丁目五番十一号 秋田県漁業協同組合	秋田市土崎港西一丁目五番十一号 秋田県漁業協同組合	秋田市土崎港西一丁目五番十一号 秋田県漁業協同組合					
<p>平成二十年八月二十九日秋 田県告示第三百七十五号公 示内容のとおり</p>								<p>平成二十年八月二十九日秋 田県告示第三百七十五号公 示内容のとおり</p>								<p>平成二十一年一月一日から 平成二十五年十二月三十一 日まで</p>							

県有財産の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成二十年一月六日

秋田県知事 寺田 典城

一 入札に付する物件の所在地、面積等

番号	所在地	地目等	面積(㎡)	予定価格(円)	入札保証金(円)
一 番	能代市中和 二丁目七七宅	地	一六〇・八七	五、六四七、〇〇〇	五六五、〇〇〇

二	能代市花園 町二番	宅地	一三八・五五	四、四九〇、〇〇〇
三	能代市向能 代字平影野 三番六八	宅地	一、一八九・三〇	八、七六五、〇〇〇
四	北秋田市鷹 巣字本屋敷	宅地	四、五〇九・一三	二九、三〇九、〇〇〇

五	大仙市大曲 住吉町二三 番一	宅地	二四一・九七	八、〇六〇、〇〇〇
六	大仙市大曲 住吉町二三 番三	宅地	二四一・九八	七、七四〇、〇〇〇

定第九号	定第九号	男鹿市戸賀戸賀字戸賀八十八番地 平川秀三郎 男鹿市戸賀浜塩谷字抜沢二十番地 平川幸司
定第十号	定第十号	男鹿市戸賀戸賀字戸賀八十八番地 平川秀三郎 男鹿市戸賀浜塩谷字抜沢二十番地 平川幸司
定第十一号	定第十一号	男鹿市戸賀戸賀字戸賀二百四番地 潜岩漁業生産組合
定第十二号	定第十二号	男鹿市戸賀戸賀字戸賀二百四番地 潜岩漁業生産組合
定第十三号	定第十三号	男鹿市北浦湯本字一の森下六十一番地の一 武田水産株式会社
定第十四号	定第十四号	男鹿市北浦湯本字一の森下六十一番地の一 武田水産株式会社
定第十五号	定第十五号	男鹿市北浦湯本字一の森下六十一番地の一 武田水産株式会社
定第十六号	定第十六号	男鹿市北浦湯本字一の森下六十一番地の一 武田水産株式会社
定第十七号	定第十七号	男鹿市北浦北浦字栄町二番地 合名会社 丸大漁業部
定第十八号	定第十八号	男鹿市北浦北浦字栄町二番地 合名会社 丸大漁業部
定第十九号	定第十九号	男鹿市五里合神谷字向谷地六十二番地 杉本勇助

二 契約条項を示す場所並びに入札参加申込の場所及び期間

十	自動車登録番号	秋田 三三三 一五〇、〇〇〇
	登録年月日	平成六年六月十六日
九	自動車登録番号	秋田 一一一 一一四、〇〇〇
	登録年月日	平成五年十月二十七日
八	自動車登録番号	秋田 一一一 一〇八九
	登録年月日	平成五年十月二十七日
七	大仙市大曲住吉町二三番四	地 二四一・九七〇〇
六	大仙市大曲住吉町二三番三	地 二四一・九七〇〇
五	大仙市大曲住吉町二三番二	地 二四一・九七〇〇
四	大仙市大曲住吉町二三番一	地 二四一・九七〇〇
三	大仙市大曲住吉町二三番	地 二四一・九七〇〇
二	大仙市大曲住吉町二三番	地 二四一・九七〇〇
一	大仙市大曲住吉町二三番	地 二四一・九七〇〇

番号	場 所	期 間
一〇	ヤフー株式会社提供する公有財産売却システム(以下「公有財産売却システム」という。)による	平成二十一年一月八日(木)午後一時から同年二月六日(金)午後二時まで

番号	場 所	期 間
一〇	公有財産売却システムによる	平成二十一年二月二十日(金)午後一時から同月二十七日(金)午後一時まで

番号	場 所	日 時
一〇	公有財産売却システムによる	平成二十一年二月二十七日(金)午後一時

五 入札の方法
公有財産売却システムにより入札価格を登録する。
なお、この登録は一回に限り行うことができる。

番号	現地説明を行う場所	現地説明を行う日時
一	能代市中和二丁目七七番	随時
二	能代市花園町二番	随時
三	能代市向能代字平影野三番六八	随時

番号	場 所	期 間
一〇	大仙市大曲住吉町二三番	随時
九	大仙市大曲住吉町二三番	随時
八	大仙市大曲住吉町二三番	随時
七	大仙市大曲住吉町二三番	随時
六	大仙市大曲住吉町二三番	随時
五	大仙市大曲住吉町二三番	随時
四	大仙市大曲住吉町二三番	随時
三	大仙市大曲住吉町二三番	随時
二	大仙市大曲住吉町二三番	随時
一	大仙市大曲住吉町二三番	随時

十	秋田市山王四丁目一一一 秋田県庁舎 正面玄関前	平成二十一年一月九日(金) 午前十時から午後四時まで
九	秋田市川尻町大川反一七〇番一九七	平成二十一年一月九日(金) 午前十時から正午まで
八	横手市婦気大堤字下久保 一一六番	随時
七	大仙市大曲住吉町二三番 四	随時
六	大仙市大曲住吉町二三番 三	随時
五	大仙市大曲住吉町二三番 一	随時
四	北秋田市鷹巣字本屋敷三 三番一	随時

- 七 入札に参加する者に必要な資格
- (一) 地方自治法施行令第六十七条の四第一項に規定する一般競争入札に参加させることができる者又は同条第二項各号に掲げる者のいづれにも該当しない個人又は法人であること。
 - (二) 日本語を完全に理解できる者。
 - (三) インターネット公有財産売却システムで公開する秋田県インターネット公有財産売却ガイドライン及びヤフーオークションに関連する規約・ガイドラインを承諾・遵守する者。
 - (四) 公有財産の買受について一定資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格を有する者。
 - (五) 二により、あらかじめ一般競争入札への申込みをしたものであること。
- 八 一般競争入札の参加申込み等に関する事項
- (一) 仮申込み
一般競争入札に参加しようとする者は、公有財産売却システムにより参加の仮申込みの手続きを行うこと。
 - (二) 申込み手続き
一般競争入札の参加申込み手続きは、(一)により参加の申込

み手続きを完了した後、二で掲げた期日までに所定の申込書により秋田県出納局会計管財課に一般競争入札への参加を申込みものとする。

なお、申込みに当たっては入札保証金を納付しなければならない。

九 入札保証金に関する事項

(一) 入札に参加しようとする者は、一に定める額の入札保証金を指定された方法により納付しなければならない。

(二) 落札者の納付した入札保証金は、契約保証金に充当するものとする。

(三) 入札保証金は落札者のものを除き入札期間終了後還付する。

十 契約に関する事項

落札者は、平成二十一年三月四日(水)までに契約締結しなければならぬ。

十一 売払代金の納入

契約を締結した者は、物件が不動産の場合は平成二十一年三月二十四日(火)までに、物件が自動車の場合は平成二十一年三月十二日(木)までに当該契約に係る売払代金を納付しなければならない。

十二 入札の無効

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第六十六六条に規定するところによる。

十三 落札者の決定の方法

入札期間終了後、秋田県は開札を行い、売却区分(公有財産売却の財産の出品区分)ごとに、公有財産売却システムによる入札において、入札価格が予定価格(最低落札価格)以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定する。ただし、入札価格が最高価格である入札者が複数ある場合は、くじで落札者を決定する。

十四 予定価格

秋田県財務規則附則第七項の規定に基づき普通財産等の売却契約に係る入札執行前の予定価格の公表に関する事務取扱要領により公表する。

十五 その他

詳細に関しては、秋田県出納局会計管財課(電話〇一八一八六〇―二七三六)に照会のこと。

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、県営土地改良事業の換地計画を定めたの

で、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年一月六日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業(坊沢地区経営体育成基盤整備事業(区画整理))換地計画書の写し
- 二 縦覧期間 平成二十一年一月七日から同年二月四日まで
- 三 縦覧場所 北秋田市役所

教育委員会告示

秋田県教育委員会告示第一号

次のとおり教育委員会会議を開催する。

平成二十一年一月六日

秋田県教育委員会委員長 北 林 真知子

- 一 日時 平成二十一年一月八日 午後三時
- 二 場所 教育委員会委員室
- 三 案件

(一) 秋田県立高等学校学則の一部を改正する規則案について

(二) 秋田県産業教育審議会委員の任命について

(三) その他

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(82)八七六六 FAX(83)〇〇〇五
E-mail:matsubara@matsubarainst.co.jp

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄